



各位

平成 18 年 1 月 19 日

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀江 貴文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊谷 史人
(TEL 03 - 5788 - 4753)

株式会社ライブドアマーケティング
代表取締役社長 岡本文人
(証券コード 4759 東証マザーズ)
問い合わせ先 経営企画管理本部マネージャー 藤田 圭輔
(TEL 03 - 5575 - 5400)

社内調査に関するお知らせ

平成 18 年 1 月 16 日に株式会社ライブドア（以下「LD」）と株式会社ライブドアマーケティング（当時「バリュークリックジャパン株式会社」、以下「LDM」）が、東京地方検察庁特別捜査部および証券取引等監視委員会の捜索・押収を受けて以降、各種報道機関において連日報道されております。

LD および LDM では平成 18 年 1 月 17 日より関係事実の調査、把握に努めておりますが、多数の資料が押収されたため、少なからず事実を把握することが困難な部分もございます。そのような状況の中で、現時点の調査結果について下記の通りお知らせいたします。

記

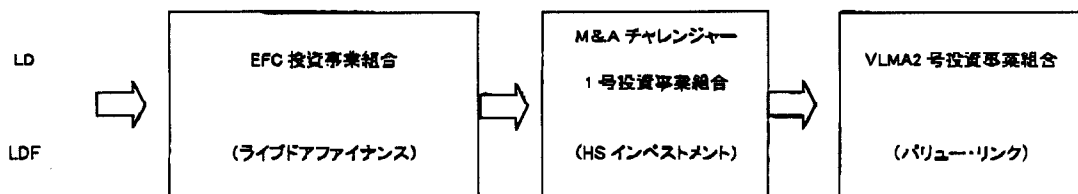
1. 株式会社マネーライフ社に関する報道内容について

「VLMA2 号投資事業組合」による株式会社マネーライフ社（以下「ML」）株式取得の経緯と LDM による ML 株式の取得に関する経緯についての報道がされております。

一部報道によると「LD が平成 16 年 6 月に LD グループと一体であるファンドを通じて ML 全株式を取得しているにもかかわらず、その事実を公表せず、一方で LDM が平成 17 年 1 月 20 日に株式交換で ML を買収したことを LD グループに新たに加わったよう公表したことは事実と反する違法な偽計行為である」とされております。

2. 調査結果

LDM が株式交換契約を締結した際に、ML の全株式を保有していた VLMA2 号投資事業組合は、株式会社ライブドアファイナンス（以下「LDF」）が業務執行組合員である EFC 投資事業組合の出資先である M&A チャレンジャー 1 号投資事業組合の出資先であります。



※ () は投資事業組合の業務執行組合員です。

それぞれ業務執行組合員が異なっているなどの理由から LD グループ会社として連結決算に組み入れることは妥当でないという判断をいたしました。

また仮に一連の報道の通り、ML を LD の連結対象とする判断をした場合においても、LD が情報開示を行うか否かについては、東京証券取引所の適時開示規則によりますと、その当時において LD が開示をした可能性は非常に低いと考えております。（東京証券取引所の適時開示に該当しない軽微基準は別紙のとおりです。）

ML の株式取得にあたり、LDM はインターネット広告事業に強みをもち、雑誌広告の自社媒体を持つこと、また既存の雑誌媒体にインターネット広告を付加できることで大きなシナジーが生まれると判断し、平成 16 年 10 月 25 日に ML の株式取得の決議をしております。

ML 株式を取得するにあたり、LDM は ML の取得について株式交換によっておりますが、株式交換の手法を選択した理由は、当時の LDM の余裕現預金残高が少なかったことなどによるものです。

株式交換における株式交換比率算定作業については日本 M&A マネジメントに依頼して



おり、LDMならびにLDとの関連性はございません。

次に株式交換と株式分割の関連性についてご説明いたします。

LDMは平成16年10月25日、MLの株式交換による子会社化を取締役会で決議し、平成16年12月1日を株式交換日とすることを発表いたしました。

また、平成16年11月8日には、1対100の株式分割の実施を取締役会で決議し、平成16年11月30日を基準日とし、効力発生日を平成17年1月20日とすることを発表しております。

しかし、MLの株式交換日が株式分割基準日の翌日である平成16年12月1日であることは、株式の需給が逼迫するという株式分割時特有の一定期間中であるため、平成16年11月29日に再度取締役会を開催し、LDMの一般株主の利益を守るためにMLの株式交換日を株式分割効力発生日と同日である平成17年1月20日とするよう決議しております。

LDおよびLDMの現時点での調査は以上の通りであります。しかし以上の商行為について、その他の解釈の可能性があるか否かについては現在も調査中であります。

今後も事態の究明のために、社内調査を継続してまいります。

新たな調査結果、事実が判明次第お知らせいたします。

また、関係当局の捜査についても全面的に協力いたします。

＜子会社の異動に関する適時開示規則に基づく開示義務＞

上場会社の業務執行を決定する機関が、「子会社（証券取引法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ）の異動」を行うことを決定した場合であって、かつ、当該決定内容が以下のいずれかに該当する場合、又は該当しないことが明らかでない場合、適時開示規則（適時開示規則第 2 条第 1 項第 1 号 1）に基づく開示が必要となります。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止又は変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- a 子会社又は新たに子会社となる会社の最近に終了した事業年度の末日における総資産の帳簿価額（子会社の設立においてはその予定日から 3 年以内に開始する当該子会社のいずれかの事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が、会社の最近に終了した事業年度の末日における純資産額の 30%に相当する額以上。
- b 子会社又は新たに子会社となる会社の最近に終了した事業年度の売上高（子会社の設立においてはその予定日から 3 年以内に開始する当該子会社のいずれかの事業年度における売上高の見込額）が、最近に終了した事業年度の売上高の 10%に相当する額以上。
- c 子会社又は新たに子会社となる会社の最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益（子会社の設立においてはその予定日から 3 年以内に開始する当該子会社のいずれかの事業年度における経常利益又は当期純利益の見込額）が最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益の 30%に相当する額以上（ただし、最近に終了した事業年度の経常利益又は当期純利益が 10 億円未満の場合は、最近 5 事業年度の経常利益又は当期純利益の平均（赤字の事業年度については赤字額の大きさを問わず 0 として平均を計算する。）の 30%に相当する額以上。）。
- d 最近に終了した事業年度において、子会社又は新たに子会社となる会社からの仕入高又は当該子会社に対する売上高（子会社の設立においてはその予定日から 3 年以内に開始する当該子会社のいずれかの事業年度における仕入高又は売上高の見込み額）が、仕入高の総額又は売上高の総額の 10%以上に相当する額以上。
- e 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が、資本金の 10%に



相当する額以上

- f. 上場会社の子会社連動株式（取引規制府令第4条第1項第12号に規定する子会社連動株式をいう。）を発行している場合における当該連動子会社（取引規制府令第1条の2台10号に規定する連動子会社をいう。）の異動

以上